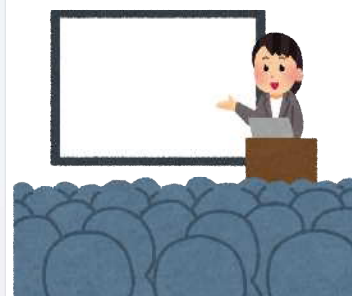
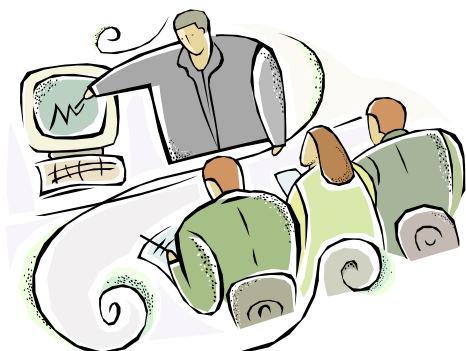


【社員研修費】製品宣伝活動経費【知的財産申請経費】に係る補助金

薩摩川内市で事業を営んでいる中小企業の方々の「社員研修」、「製品宣伝活動」、「知的財産権申請」の経費の一部について、その負担軽減と経営の安定化を目的として、市が補助する制度を設けています。

補助金名：薩摩川内市中小企業元気づくり補助金



補助の対象となる経費の種類・補助率・補助金額など

経費の種類	該当する経費の内容	補助率	補助金額
■社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、ポリテクセンター鹿児島、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費(旅費・研修負担金)で、中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の 1/2 以内	10万円 以内
■製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース費用、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費で、中小企業者が支払ったもの(販売を伴うものは除く)		30万円 以内
■知的財産権申請経費	特許・実用新案・意匠・商標など知的財産権に関する申請に要する経費で、中小企業者が支払ったもの		70万円 以内

※補助金額はいずれも1事業者、1年度あたりの限度額です。

※補助金はいずれも100円未満切捨て。

補助対象の要件

次のいずれにも該当することが必要です。

- 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(注)で、薩摩川内市内で生産・開発をおこなっている事業所であること

(注)中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

- ・資本金3億円以下かつ常勤従業員が300人以下で、製造業、建設業、運輸業などを営む中小企業者
- ・ " 1億円以下 " 100人以下で、卸売業などを営む中小業者
- ・ " 5千万円以下 " 100人以下で、サービス業などを営む中小企業者
- ・ " 5千万円以下 " 50人以下で、小売業などを営む中小企業者

- 国・県の補助制度を利用しないものであること
- 市税を滞納していないこと

申請のながれ

申請は次の手順でおこなってください。

- (1)補助の対象となっている経費の支出を伴う活動(社員研修、パンフレット製作、知的財産権に関する申請など)をおこなう前に、あらかじめ市役所経済政策課にご連絡ください。

- ご連絡いただく内容 => ①実施時期 ②補助対象事業内容 ③人数 ④支払予定金額



- (2)上記活動の終了後下記書類を添えて市役所経済政策課へ申請してください。

申請期限: 上記活動終了後3か月以内または令和4年3月31日のいずれか早い日

活動の種類	提出書類	
	《共通》	《添付書類》
■社員研修	(1) 補助金等交付申請書 (2) 市税の滞納のない証明書 (3) 補助金請求書	(4) 研修実施計画のわかる書類 (5) 研修修了証書 (6) 研修費用のわかる書類
■製品宣伝活動		(4) 出展した展示会などの パンフレット・リーフレットなど (5) 活動風景を撮影した写真 (6) 製品宣伝活動費用のわかる書類
■知的財産権申請		(4) 知的財産権に関する申請書類の写し (5) 知的財産権に関する申請時に支払った 費用のわかる書類

* 「(1)補助金等交付申請書」および「(3)補助金請求書」は、薩摩川内市ホームページからダウンロードできます。

* 「(2)市税の滞納のない証明書」は、「(1)補助金等交付申請書」を提示のうえ市役所本庁または各支所の税務窓口で申請してください。無料で発行いたします。

* 複数の活動に関する補助金申請をする際は、上表(1)~(3)の書類をまとめることができます。それ以外の書類は活動ごとに添付してください。

* 各活動費用の分かる書類は、払込計算書・領収書などを添付してください。

* 補助金請求書の日付は未記入としてください。

お問合せ

■薩摩川内市役所 経済政策課 経済グループ 【TEL(0996)23-5111(内線5753)】